

住宅供給公社 興野町住宅自治会 地区防災計画

令和6年3月

住宅供給公社興野町住宅自治会

目 次

1 地区防災計画とは	1
（１）地区防災計画の目的と位置づけ	1
（２）地区防災計画の対象、範囲等	1
（３）地区防災計画の構成	2
（４）実践と検証	3
2 地区特性	4
（１）地区の成り立ちと現況	4
（２）地震の被害想定	9
（３）水害の被害想定	12
3 地震発生時の対応シナリオ	15
（１）地震発生時の対応シナリオ	15
（２）地区防災マップ	15
（３）話し合いによる検討	20
4 水害時の対応シナリオ	27
（１）水害が予想される場合の防災行動の概要	27
（２）水害が予想される場合の対応シナリオ	27
（３）コミュニティタイムライン	32
5 住宅供給公社興野町住宅自治会における平時の備え	34
（１）事前対策リスト	34
（２）体制づくり	36
※ 様式・資料編	39
資料 1 様式集	40
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表	40
参考様式 2 備蓄品リスト	41
参考様式 3 自治会年間スケジュール	42
参考様式 4 防災区民組織名簿	43
資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	44
資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）	44
資料 4 あだち安心電話	45
資料 5 感震ブレーカーの設置助成	46
資料 6 防災無線のテレホン案内	47
資料 7 足立区 LINE 公式アカウント	47

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が点在しており、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、住宅供給公社興野町住宅自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「住宅供給公社興野町住宅自治会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。
今後、必要に応じて改定していきます。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

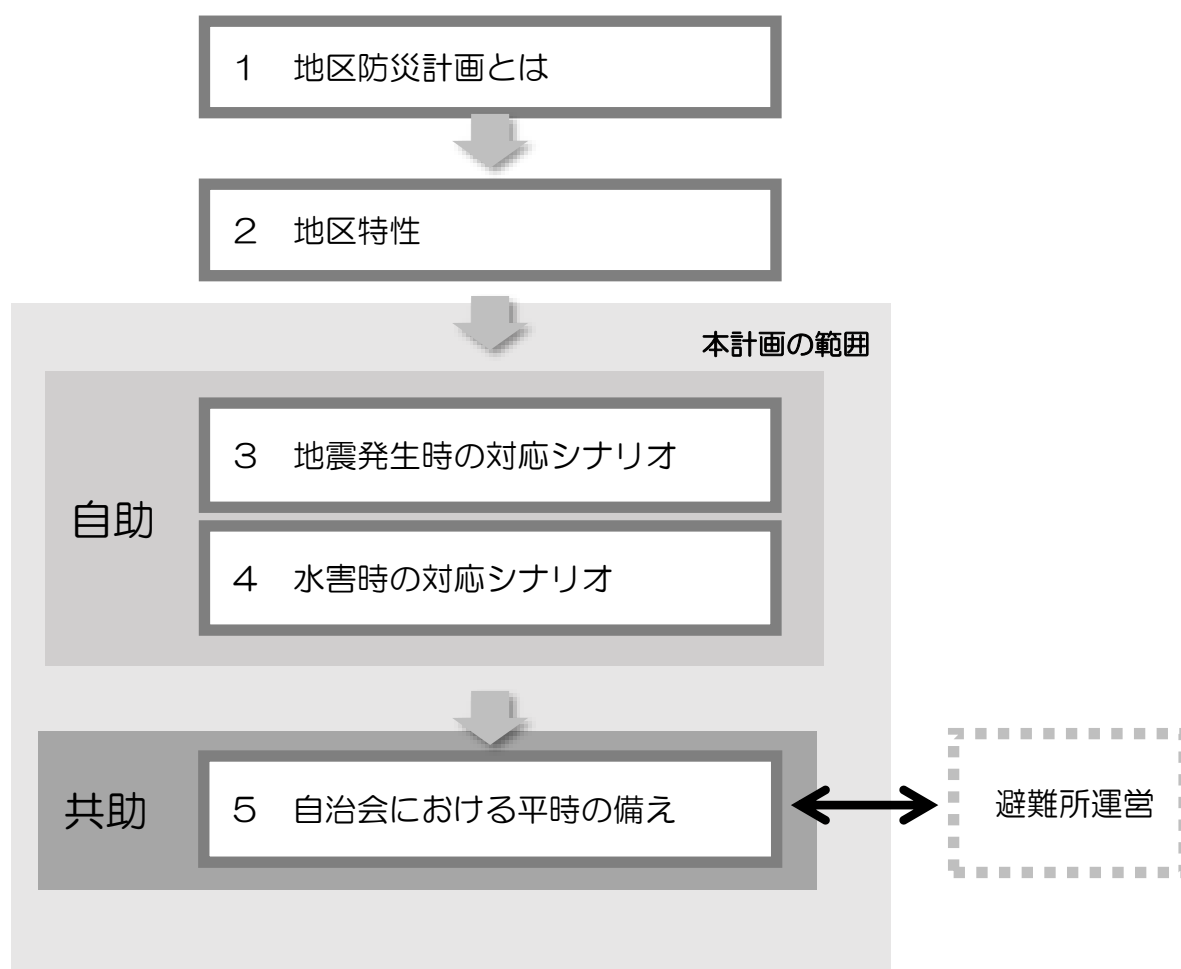
対象とする災害	地震・水害 〔 令和5年度は地震に重点をおいて検討 水害についても記載あり 〕
対象とする範囲	住宅供給公社興野町住宅自治会 (第一次避難所、避難場所への避難経路も対象)
対象者	住宅供給公社興野町住宅自治会の居住者など自治会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当自治会の地区防災マップを作成しました。

「5 自治会における平時の備え」では、自治会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

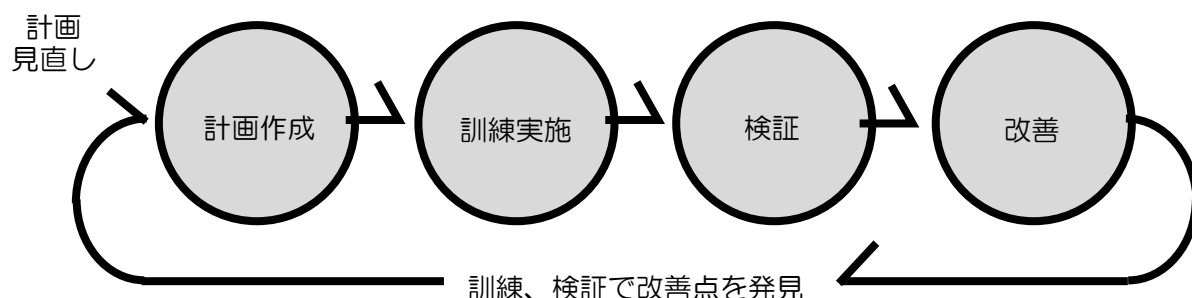


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握	○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練	○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体や地元企業等と連携したものとすると、より実効性が高まります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

○活動の対象範囲や活動体制
(役割分担) を変える必要はないか
○地区における重要なことに
変化はないか

○長期的な活動予定に変更はないか
○実際の活動が実体のあるものになっているか
○防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、
説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します

2 地区特性

(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

自治会の地区内は、低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

■土地条件図

自然堤防

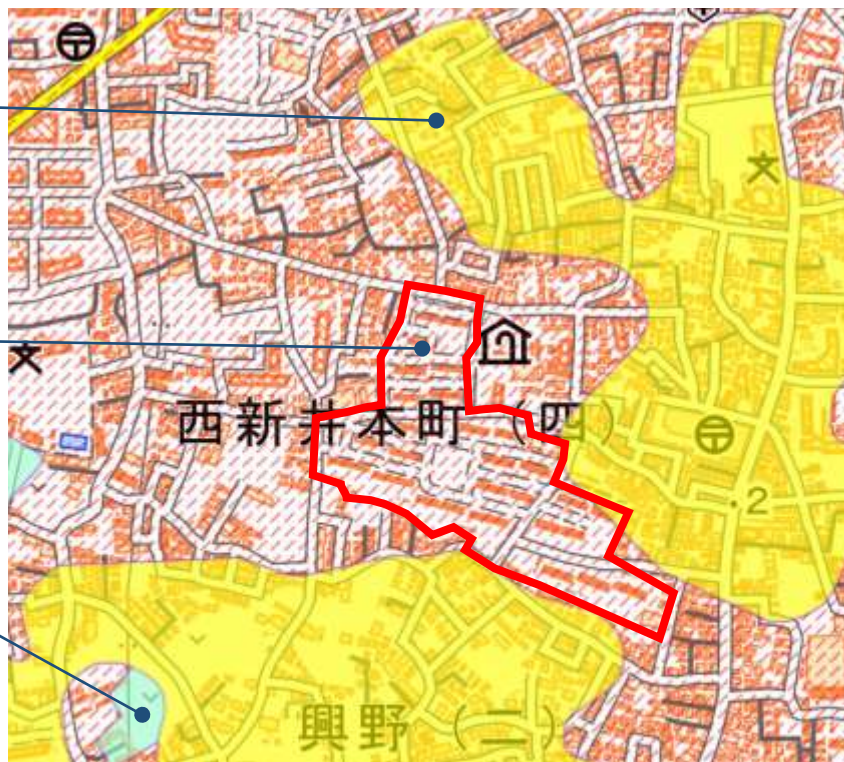
（洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地）

盛土地・埋立地

（低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地）

谷底平野・氾濫平野

（河川の氾濫により形成された低平な土地）



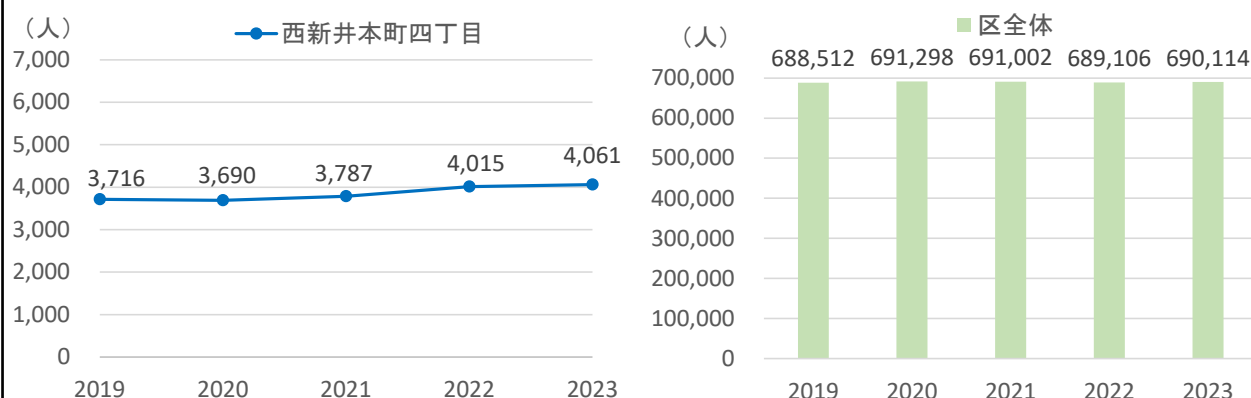
出典：国土地理院「数値地図
25000（土地条件）」

② 人口・世帯数

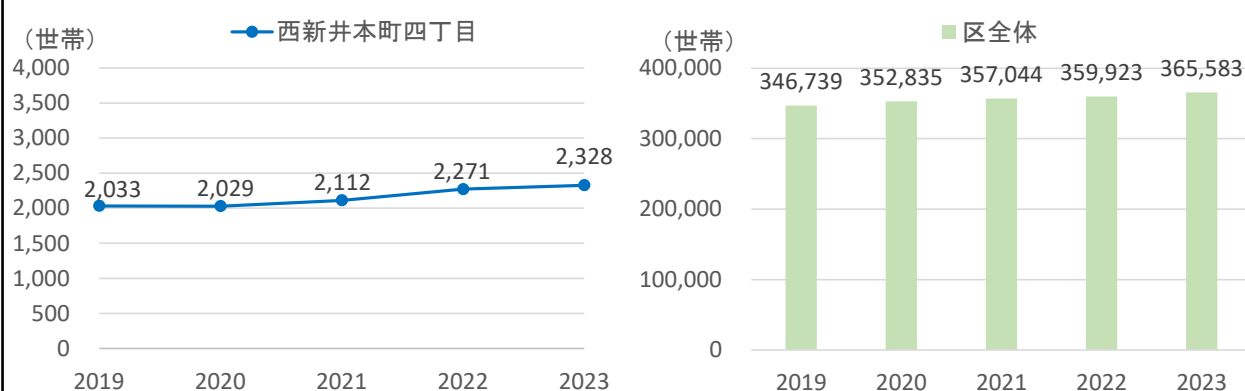
西新井本町四丁目の人口・世帯数は、人口 4,061 人、2,328 世帯となっています。（住民基本台帳、令和 5 年 1 月 1 日現在）

最近 5 年間の推移を見ると、人口と世帯数は横ばい傾向となっています。

<人口>



<世帯数>

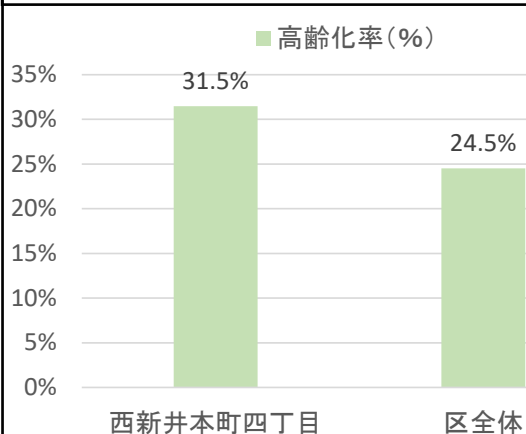


出典：住民基本台帳

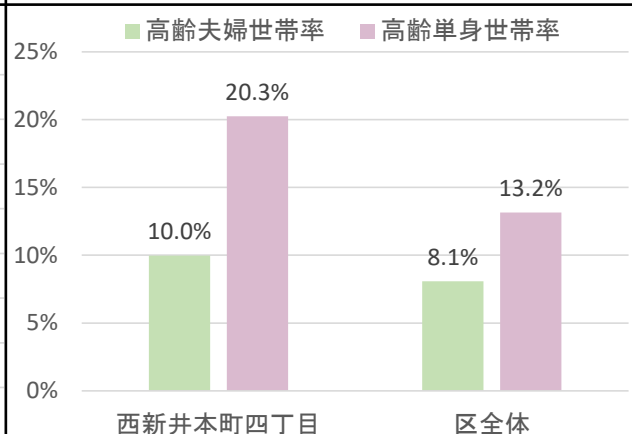
③ 高齢化（65 歳以上の人口）の状況

西新井本町四丁目の高齢化率（令和 2 年）は 31.5%であり、区全体の値より高い水準にあります。また、高齢夫婦世帯の割合は 10.0%、高齢単身世帯の割合は 20.3%と区全体よりやや高い状況にあります。

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



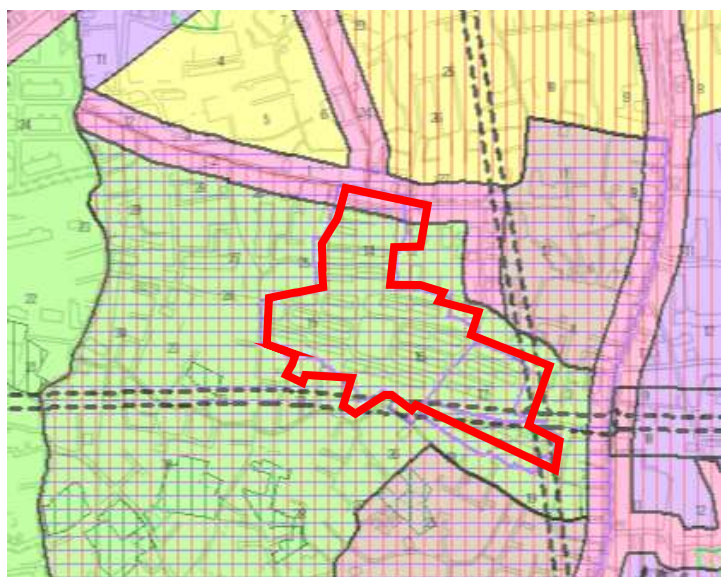
出典：令和 2 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

大半が第一種中高層住居専用地域に指定されています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定
	日影規制
	その他の地域地区 ・駐車場整備地区 ・特別緑地保全地区 ・流通業務地区



第一種中高層住居専用地域 : 中高層住宅のための地域。病院、大学、500 mまでの一定のお店などが建てられる。

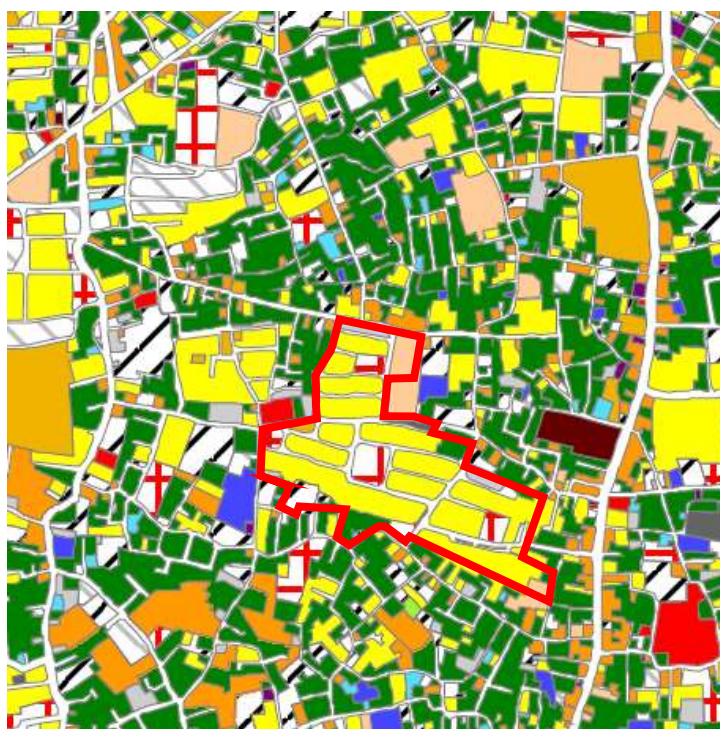
出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

多くの建物が集合住宅となっています。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

耐火造及び防火造になっています。

<凡例>

■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■ 準耐火造

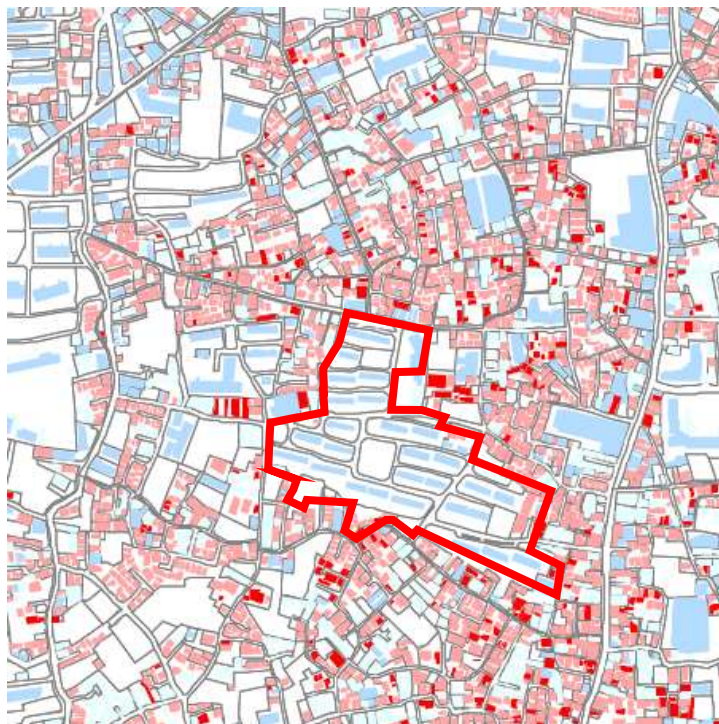
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

多くが中層階建てとなっています。

<凡例>

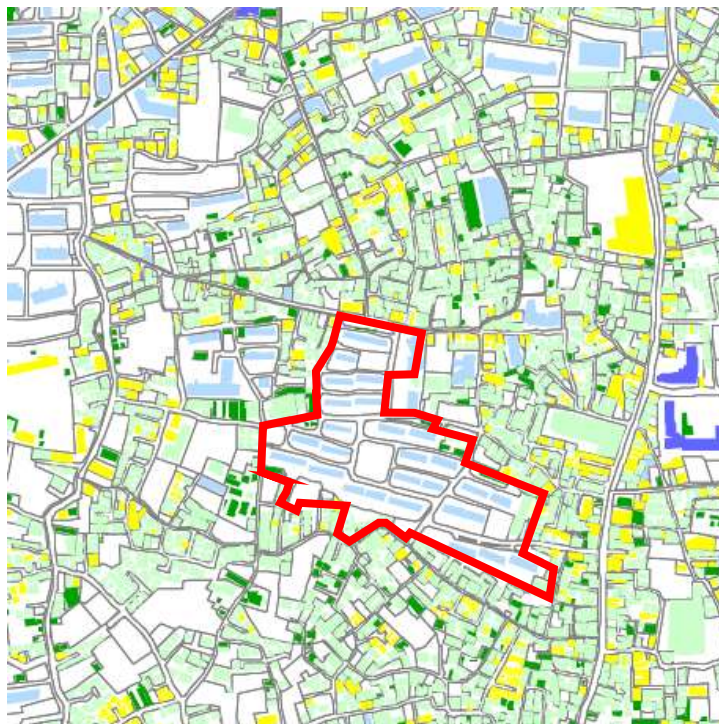
■ 1 階

■ 2 階

■ 3 階

■ 中層階（4～7 階）

■ 高層階（8 階以上）



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、補助第 138 号線が東西に、補助第 253 号線が南北に計画されています。

<凡例>

- 整備済
- - - 事業中
- - - 計 画

出典：「足立区都市計画図」
(令和 5 年 6 月現在)
下地図は国土地理院地図を使用



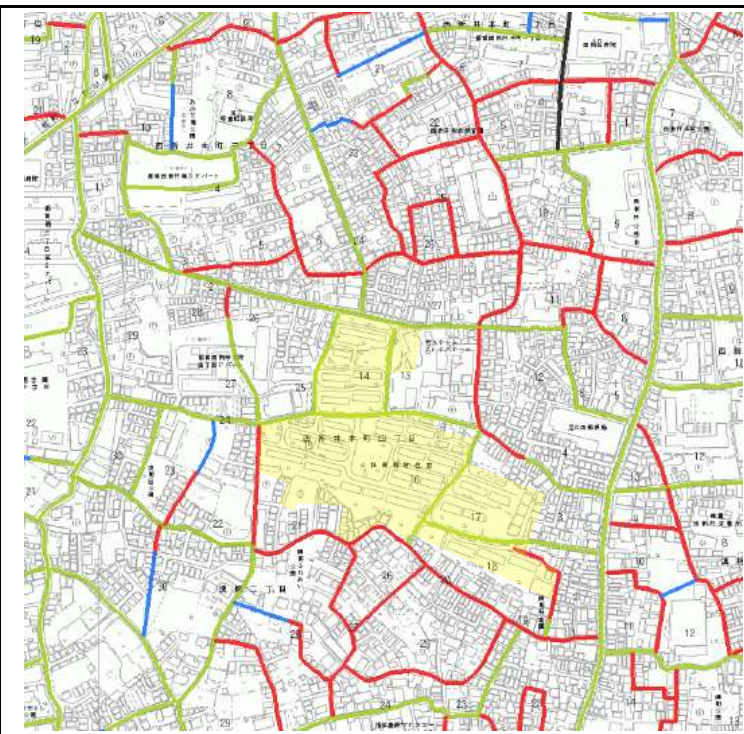
⑨ 細街路の状況

自治会に隣接する細街路について幅員 4m に拡幅すべき路線があります。

<凡例>

色	細街路の種類
—	幅員 4m 以上ある路線
—	幅員 4m に拡幅すべき路線
—	幅員 4m で築造すべき路線
—	幅員 5m に拡幅すべき路線

出典：「細街路路線図」(あだち地図情報提供サービス)



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

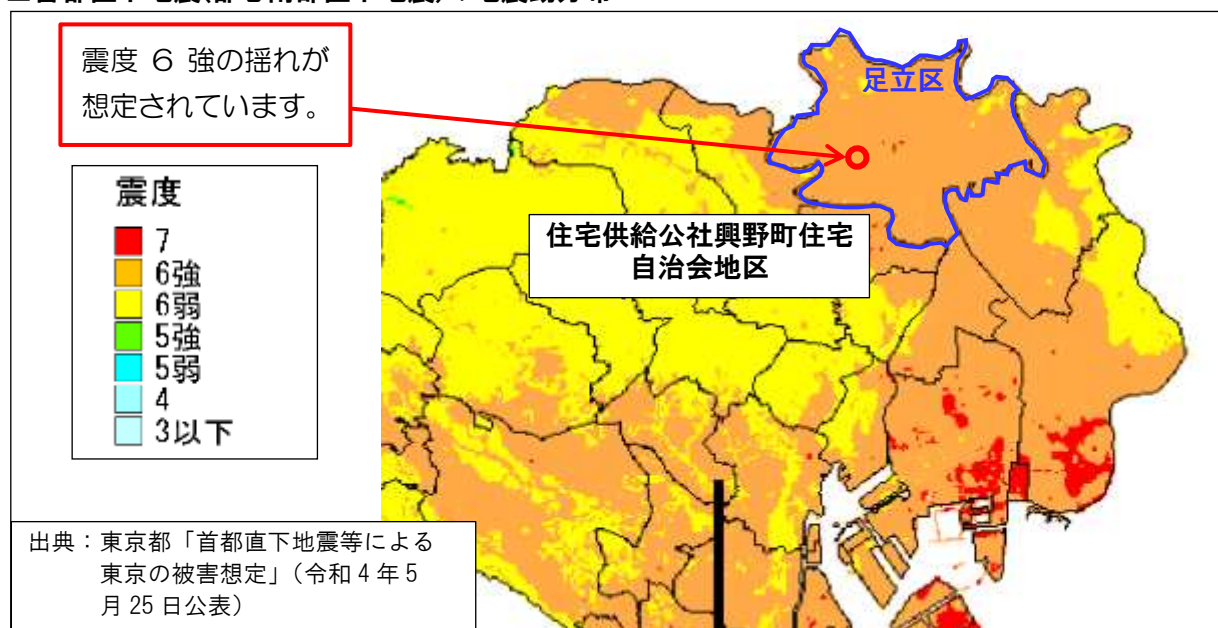
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定（M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布

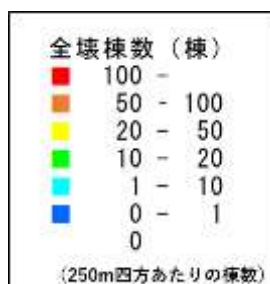


出典：気象庁HP
「震度の階級」

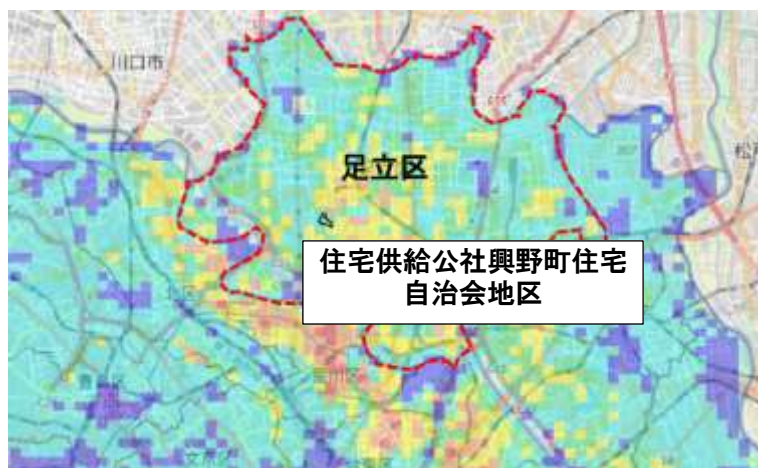
■建物全壊棟数

10-20 棟と想定されています。

<凡例>



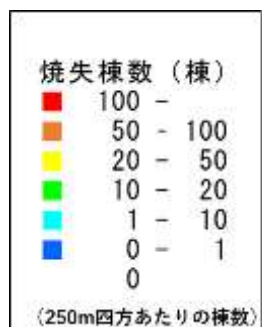
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



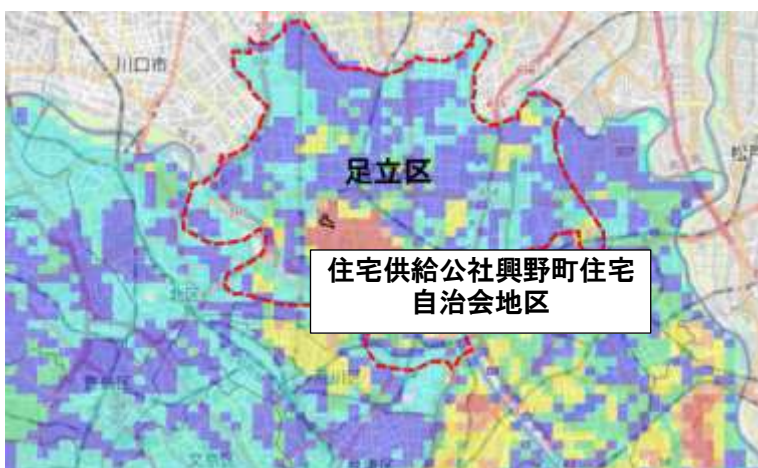
■建物焼失棟数

100 棟以上と想定されています。

<凡例>



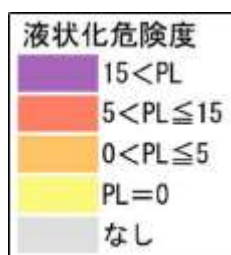
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



■液状化危険度

危険度が高い地域となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

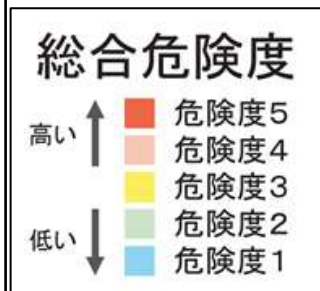


② 地域危険度※1

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度※2について危険度が4となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、西新井本町四丁目は102位）

<凡例>

危険度ランク



出典：足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行

※1 地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

※2 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を 1 つの指標にまとめたものです。

(3) 水害の被害想定

当自治会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域で 0.5m 以上 3m 未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1 日以上 3 日未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■ 最大浸水深

全域で 0.5m 以上 3m 未満の浸水が想定されています。



■ 浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



③ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

最大で 0.5m 以上 3m 未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

12 時間以上 3 日未満浸水が継続すると想定されています。



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて^{いっとき}一時集合場所へ避難、さらに避難場所へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安を P16、17 に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」として P18、19 に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【災害対策本部】

自治会災害対策部が災害対策本部を立ち上げます。

【一時集合場所】

- ・興野町住宅中央児童公園
- ・C4号棟横空地
- ・C10号棟児童公園

一時集合場所は、町会・自治会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

1) 二段階避難において

- ① 情報伝達や各種連絡の場
- ② 近隣相互の助け合いや安否確認
- ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難

2) 延焼火災の危険がない場合において

- ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【第一次避難所】

- ・西新井小学校
- ・興本扇学園興本小学校

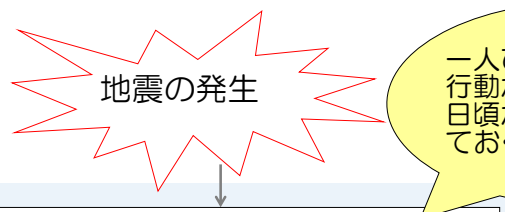
第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



災害対策本部

安否確認

生活支援



まず、自分の身を守る

各自まわりの状況を確認しましょう

安否確認シート等を活用し
状況報告しましょう

隣近所
声掛け

自宅で待機します

周辺の市街地で大火災が発生

興野町住宅は避難場所には指定されていませんが、周辺の火災から身を守るためのスペースが確保されていると考えられます。
このため、建物に被害がない場合には**団地内にとどまります。**

火災の危険がなくなる

家に被害があるか確認

被害がない

被害があり
生活できない

在宅避難

第一次避難所に
避難

ひとりが責任ある
のがとれるように、
頃から準備や訓練し
ることが重要です。

安否確認を
行いましょう

団地全体の状況把握のために、各戸の安否確認が必要です。
以下に示すような「安否確認シート」を玄関ドア（廊下側）に貼り付け、
状況報告を行う方法があります（検討中）。

無事です！

救助求む！

地震発生後の
禁止事項を守り
ましょう

【禁止事項】

災害対策本部で使用可能と判断し、案内するまで下記は使用禁止です

- ・トイレや台所等すべての水周りでの排水は禁止
（排水管の破損があると漏れ・逆流の恐れがあるため）

【災害対策本部からの連絡】

- ・掲示板にて案内を行うかどうか検討中
- ・住民への避難指示の伝達方法は要検討

避難の際は、
落ち着いて行動
しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。
落ち着いて行動するようにしましょう。
避難時の服装などに注意しましょう。

- ・ヘルメット、防災ずきん、帽子
- ・動きやすい服装、軍手
- ・履きなれた底の厚い靴
- ・夜間の懐中電灯



避難する時に、
隣近所に声を
かけましょう

避難するときには、近所の高齢者、妊婦の
方、小さな子どもがいるお宅などに、ひと
声かけましょう。
ひと声かけた情報（返事がなかった、不在
だった、下敷きになった人がいる可能性な
ど）は大切な情報になります。一時集合場
所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



在宅での生活が
可能な場合は、
在宅での避難を
推奨します

第一次避難所での生活は快適とは言えず、環境の変化などによって
体調を崩す人もいます。食料や水など必要なものを日頃から備える
など、在宅での避難のための準備が大切です。

また、避難生活においては、災害対策本部からの情報を
適時確認してください。

- ・救援物資等の配給等の情報
- ・各種禁止事項の解除等の連絡

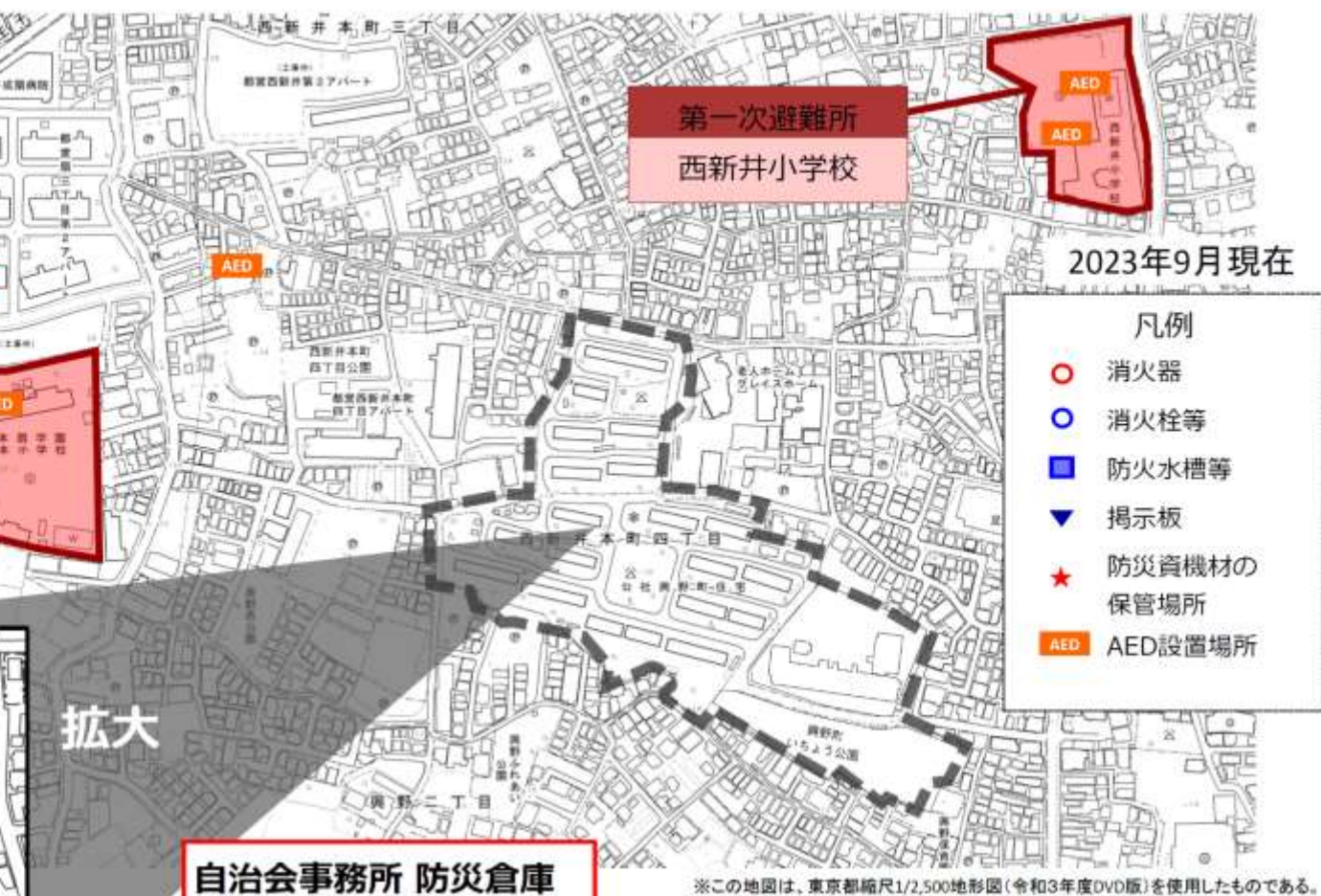
各戸においてラジオ（FMラジオ）や足立区防災無線
情報等で、積極的に情報収集しましょう。



地区防災マップ

[東京都住宅供給公社興野町住宅自治会]





拡大

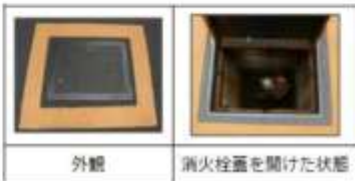
自治会事務所 防災倉庫

- スタンドパイプ
- 区民レスキュー隊
救出用資器材配備

- 防災井戸
- 災害用トイレ

消火栓

水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。自治会内にあるスタンドパイプを結合し、放水できる。



消火器



設備

掲示板



防火水槽

防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。D級ポンプ(写真右)等を使用し、揚水・放水できる。



(3) 話し合いによる検討

① 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、ワークショップを行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	対応策
○避難場所について ・避難場所が江北平成公園一帯から都営扇三丁目第2アパート一帯に変わった（令和4年7月に変更）ことは知らなかった。 ・都営扇三丁目第2アパートであれば近くなるが、避難できるようなスペースがあるのか。むしろここに留まった方がよいのではないか。避難場所へ行った後、最終的に第一次避難所の西新井小学校へ行くのは逆方向であり、現実的でない。 ・元々の考え方として、ここの建物は防火壁になり、木造の建物の人達が避難してくると聞いた。耐震的にも問題ない。中央公園という結構広いスペースがあり、団地の建物が囲んでいるので、そこへ避難できると想定していた。 ・ただ、興野町住宅自体は防火の面ではよいが、周りの木密地域が燃えてしまうと取り残される可能性はある。 ・避難場所については原則論であれば載せない方がよい。混乱が生じ、住民のためにならない。 ・荒川河川敷まで避難する訓練も行ったことがあるが、行くまでの間が危ないし、現実的でない。	【区】避難場所は東京都で指定しているが、一部の集合住宅も避難場所になっているところがある。定期的に見直しもされている。今の段階では興野町住宅は避難場所に指定されていない。 避難場所はあくまで原則であり、必ずそこに避難しなければならないというものではない。興野町住宅の場合は、ここに留まって直接西新井小学校へ避難するのがよいと考える。 ・地震発生時の対応シナリオ、地区防災マップに避難の手順、考え方を整理した。
○第一次避難所について ・西新井小学校が避難所になっているが、一番近いのは興本小学校である。 ・2019年の台風の時には、やはり西新井小学校や早めに開設した本木の方に行った人が多かった。興本小は西新井小に比べてだいぶ人数が少なかった。	・地震発生時の対応シナリオ、地区防災マップに興本小学校を追加した。 ・避難する際は、どこの避難所に行ってもよい。自治会役員は、西新井小学校の開設運営を行う。

課題（意見含む）	対応策
○地区防災計画、WS の進め方について • 3 回の WS で計画が作れるのか。地震が起きた時の行動をシミュレーションして、震度 6 強、震度 5 強、震度 7 とそれぞれの時の行動を考えていくとたった 3 回では決められない。 • 地震の対応ができれば水害は事前にわかるので簡単にできると思う。今回地震から先にやると言っているが、できることからやっていくのであれば、水害からではないか。水害の対応でできないことは、地震でできるわけではない。 • 本来は地域の防災計画は地元が主体で作らないといけない。なので、ひな形はあるが、それに固執する必要はなく、地域の事情によって変えていってもよい。実はうちの自治会でも水害についてマニュアルを作ろうと思っていて、実際にもう少し踏み込んでやろうという話になっている。それが活かされてくると、今までやっていた訓練の積み重ねが生きてくると思う。資料に書いてあるのはだいたい今までどおりの流れと同じだが、そうではなくてこの課題をどう解決して避難誘導に繋がれるのかをやっていく必要がある。それには私達住民が主になってこれを作らないとあてがわれた計画では機能しない。それと併せて、公助というのは後から来る。まずは自助、共助が最初で、公助は 3 日くらいすると来るわけで、それは情報だったり物だったりする。それをリンクさせながらやっていくのがこの地区防災計画だと思う。それともう 1 つ、小学校の避難所とこの計画をどのようにリンクさせるのか、というのがある。全員が避難できるわけではないので、避難できなかった人をどうするのか、その連携も地域の課題となる。 • 我々住民が実際に動けるか考えると、お年寄りばかりでそんなに難しいことはできない。そうするとかなり薄いマニュアルになってしまう。あとは、その場で臨機応変に考えるしかない。 • 計画を作成しても、実際にこれを使う段になった時にできるかというのが次の課題である。	【区】この 3 回の WS で地域の中でできることについて計画作りしましょうというのが、今回の地区防災計画である。 あくまでも計画というのが一つあって、震度 5 強、6 弱、6 強、7 の時の行動に実効性を持たせるのはその地域での訓練だと考えている。訓練で地域の方と実際に行動してみて、こうした方がよい、ああした方がよいと考えるための素案と考えていただければ。 →計画は一度作って終わりではない。できれば毎年更新する。 • 公助がない 3 日間に自治会として何ができるか話し合い、もしもの場合に動けるように平時の準備を行っていく。 • 現状の体制でできることから少しずつ検討していく。

課題（意見含む）	対応策
○公助について - 行政としてできることをはっきり示してほしい。一時集合場所等を決めるのも大事だが、3日間に人がどう動くかという、自衛隊の給水があるとか炊き出しをやっている等で人が集まると思う。その情報がほしい。 - 西新井小学校に避難するのは公助になると思うが、自助共助は地域に留まっている人間でどう助け合っていくかということになる。元気でどうにか大丈夫な人は地域に留まりましょうという考えだとしたら、公助としてここまでしかできない、というのを示してほしい。 3日後に公助が来るとしたら、動けない人がいたら運搬部を作ろうとか、リヤカーで何人分の食料をもらってきましょうとか、そういうことはマニュアルとして作ることができると思う。そのためには、公助は3日以内、4日以内にはどうにか食料を届けられるということを明確にしてもらいたい。	【区】本来、避難所に全員が避難できればよいが、ご案内のとおり収容人数に限られる。避難所への避難は最後の手段であって、ここで生活できれば留まって生活していただきたいというのが原則である。小学校へ行けば物資、食料等もある。 公助については区の地域防災計画の冊子から該当部分を示したい。ただ、現在区の地域防災計画を見直しているところである。そのため、情動的には変わってしまうと思うが、現状をお示しする。
○災害時の体制について - 東日本大震災等を見ていて、当たり前みんな助け合うが、地震が起きた時に一番力になるのは若い人である。この意見交換の場に主役となる若い人が集まるには仕事を休まないといけない。どうやって若い人抜きで我々で決めていくのかというのはかなり努力しないといけない。 - 若い人は働いているので、今地震が起きたらこの場にはいない。平日の昼間に地震が起きた時は若い人はほとんどいないものとして考えないといけない。若い人がいなくても何かしらの行動を起こせる、そういう指針を作らないといけない。 - そうなった時に若い人がマニュアルに従うか、我々お年寄りの意見を聞くかどうかわからない。 - リーダーシップが必要。やりたいと思っていても誰かの後押しがないと動き出せない。	【区】防災の計画としては、最悪の状態を想定して作る。若い人や中学生というご意見もあるが、まずは若い人がいない時の計画作りをして、それにプラスアルファしていく議論のやり方がある。

課題（意見含む）	対応策
○周辺の町会・自治会との連携について ・興野北町会の資料を見たが、北町会は興野町住宅の周りを囲んでいる地域である。北町会の避難場所が江北平成公園一帯となっているが、何故か。 ・町会自治会の連合の中でもこの地域の町会自治会さんとは密接な繋がりがある。興野町住宅自治会はまさに興野北町会の中にある。 ・興野北町会との防災に関する連携は、今のところ地域の避難所に特化した取り組みのみである。本来であれば一緒にやった方がよい。 ・災害時には地域の連携が絶対必要である。	【区】興野北町会の計画は、令和３年度に作成されたものであり、情報が更新されていない。作成後もフォローアップして見直すこととなっているので、その時点で見直される可能性がある。 【区】課題とさせていただきたい。計画策定後も定期的に見直しを行うが、この計画が実際に使われているのかという課題がある。エリアで考えた計画にレベルアップした方がよいのではないかということを今まさに検討している。
○カーメスト興野町について ・現状、カーメストの方に自治会の様々な活動についてアナウンスしている状態。こちらから移動した一部の人は加入しているが、カーメストの人が、すぐに B、C 号棟の自治会に加入するという状況にはなっていない。 ・災害対策部として宣伝はしている。4 月に行った交流イベントで災害対策部への加入をお願いするパンフレットを配った。ニュースも配布している。	
○危険箇所、防災設備等について ・危険箇所等の確認等は以前に災害対策部でやっている。写真を撮ってニュースにも挙げた。 ・自治会で防災マップを作成し、みなさんに配ってある。まだ A 号棟がカーメストになる前だが、設備はあまり変わっていないと思う。みんなで歩いて写真を撮り、話し合って作成した。	・危険箇所、防災設備等の情報を本計画に盛り込む。
○一時集合場所について ・中央児童公園が一時集合場所に指定されているが、現在工事が入っている。平日の昼間は工事が行われるので、公園の 3 分の 2 ほどが今後 1 年近く使えなくなるかもしれない。	・公社と話し合い、状況を確認する。

課題（意見含む）	対応策
○防災資源、資機材等について • AED の設置場所は重要な情報である。残念ながら興野町住宅にはない。自治会に置くという話はあったが、なかなか管理が難しい。カーメストや建築中のコミュニティサロンに置けるかもしれないが、誰が管理するかという問題がある。 • 今使っている集会所も毎回許可をもらわないと鍵を貸してもらえない。前々から話し合っているが、いざ災害が起きた緊急時にここが使えるかということ、管理人がいない時間だと難しい。 • 管理人は５時でいなくなってしまうし、休みの日もある。鍵をどうするのか課題。カーメストを避難所として使ってくださいとの協定は結んだが、入れない。 • 各戸に１個ずつ消火器が設置されている。 • これからこの住宅内に工事が入るため、以前は各階段のところに置いてあった消火器を自治会事務所の周りにまとめて置いてある。そこにある消火器を最終的にどこに移そうかというのは課題である。 • 10 年くらい前に駐車場で車が燃えたことがあるが、とっさのことで消火器を持ち出すという発想にはならなかった。 • スタンドパイプも訓練はやったことがある。マンホールを開けるのが至難の業である。 • 停電で放送ができない時に備えてトランシーバーを購入した。昨年頃から災害対策部の会議の後に使ってみて話すことに慣れさせている。 • カーメストにかまどベンチがある。できたばかりで１回も使ったことがないため、使ってみようとの話がある。先々のことになるが、団地内のいろいろな国の人達を巻き込んで楽しく訓練ができるとよい。	• 資機材の配備や、管理人不在時の鍵の管理等について引き続き検討する。 • AED 設置は、以前から自治会と公社との間に取り決めがあり、公社は本体購入代金を負担するとのことである。今後は AED を自治会事務所に設置する方向で、維持管理についても役員会などで協議検討していく。 【区】消火器の設置場所については区と JKK で調整する。住民のみなさんのご意見もいただきたい。 →置き場所の問題と維持管理を考慮し、現在 16 本ある消火器を 8 本に減らす予定である。

課題（意見含む）	対応策
○水害について ・災害対策部でアンケートを行い、住んでいる階によって意識が違っていた。また、ご近所に知り合いがいるか、各棟にどういう方が何人住んでいるかの調査もしている。それと合わせてどのように誘導していくかという計画になればよい。 ・アンケートでは、下の階の人を受け入れてもよいという人も困るという人もいて、行かないという人もいた。また、踊り場に避難する方がよいというパーセンテージも多かった。 ・アンケートで嫌だという意見があるのも現実だが、実際本当に起こった場合には垂直避難しかない。そのために、一度でも二度でも訓練をして、下の人がどういう人なのか、コミュニケーションをとるしかない。 ・カーメストとは廊下を使わせてもらう協定を結んでいる。 ・自分の命は自分で守るしかない。2019年の大雨の後、1人1人はどうすればよかったか等を話し合っていくうちに結局はそこにたどり着いた。 ・他の町会では3日前からの行動のマニュアルを作っているが、実際に氾濫するかどうか分からない中で我々が動ける範囲に限られるのが現実である。看板で今のうちに用意できることをもう1回確認しましょうとか、本部だけは3日前から立ち上げましょうとか、そういうマニュアルが役に立つ。 ・水害の浸水深3mというのはどこを基準にして3mなのか。どこが基準かはっきりさせた方がよい。	・水害時の災害対策部の動き、避難誘導等について引き続き検討していく。 【区】そこまでの精度はないが、一般の道路の高さから何mとお話しさせていただいている。
○その他 ・自治会の加入は強制ではなく自主判断である。加入率は現在80%を切っている。 ・10月頃に停電があった。長期停電も1つの災害だと思う。	

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを P28、29 に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報を P30、31 に整理しています。

災害対策本部^{※2}が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置

受け付け^{※3}で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。

37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの^{※4}）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

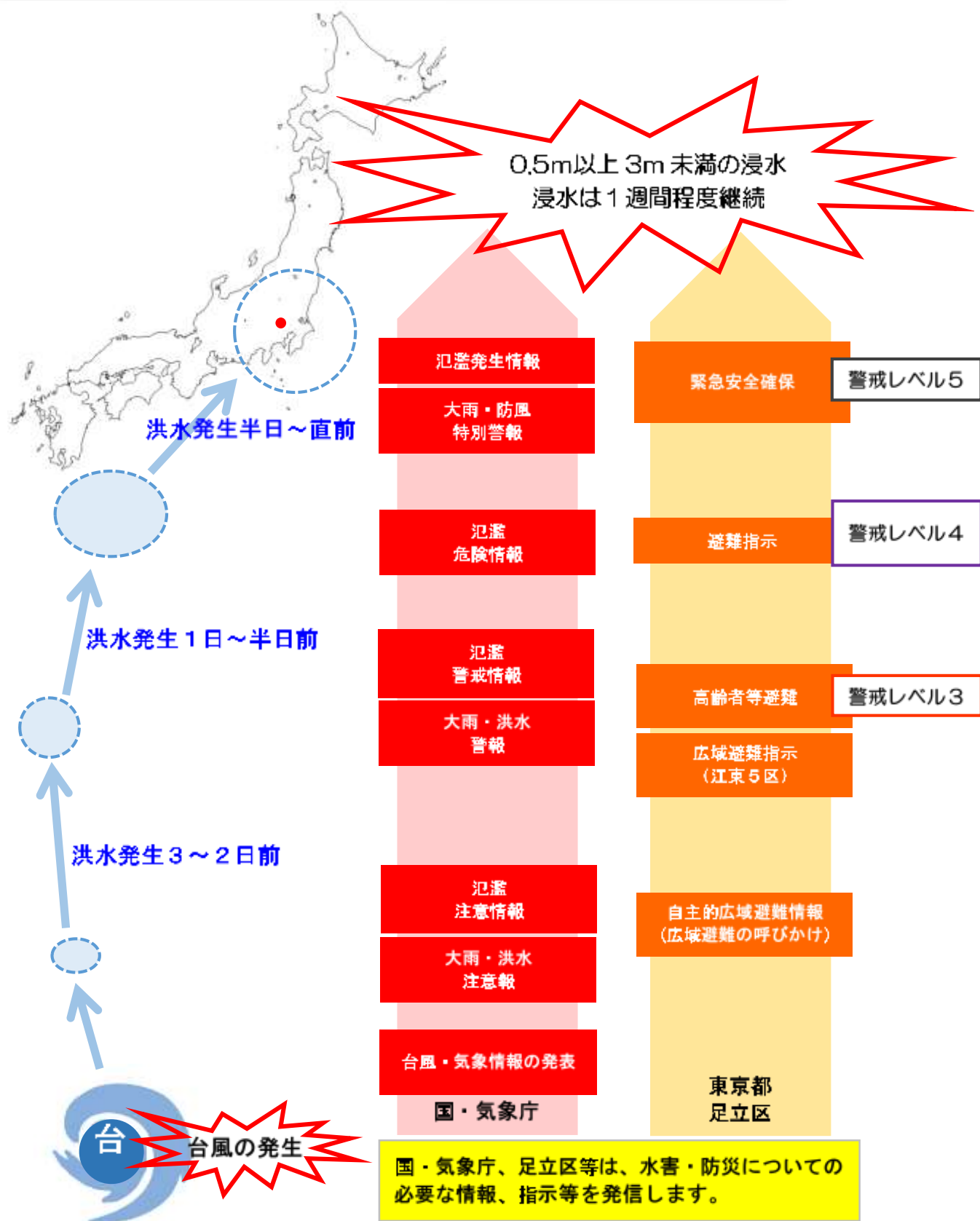


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

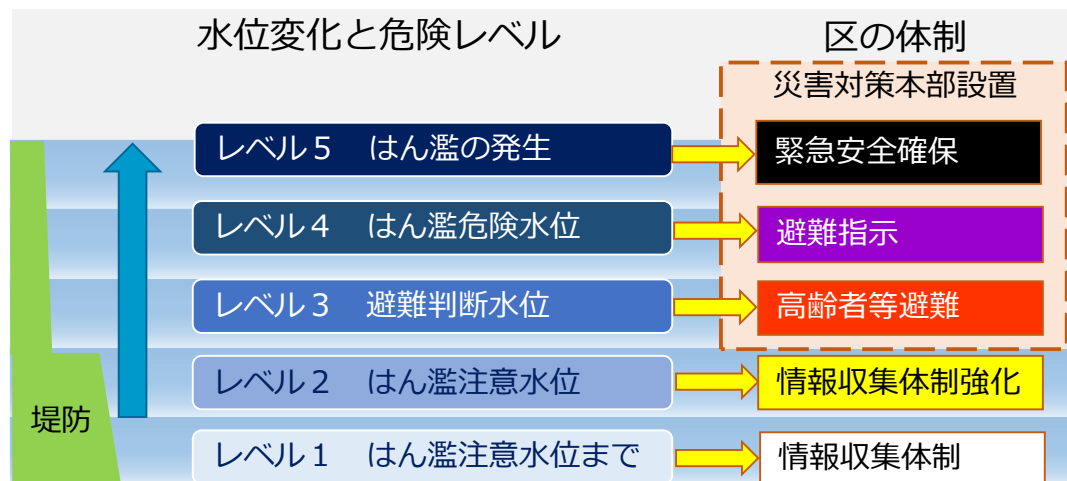
使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



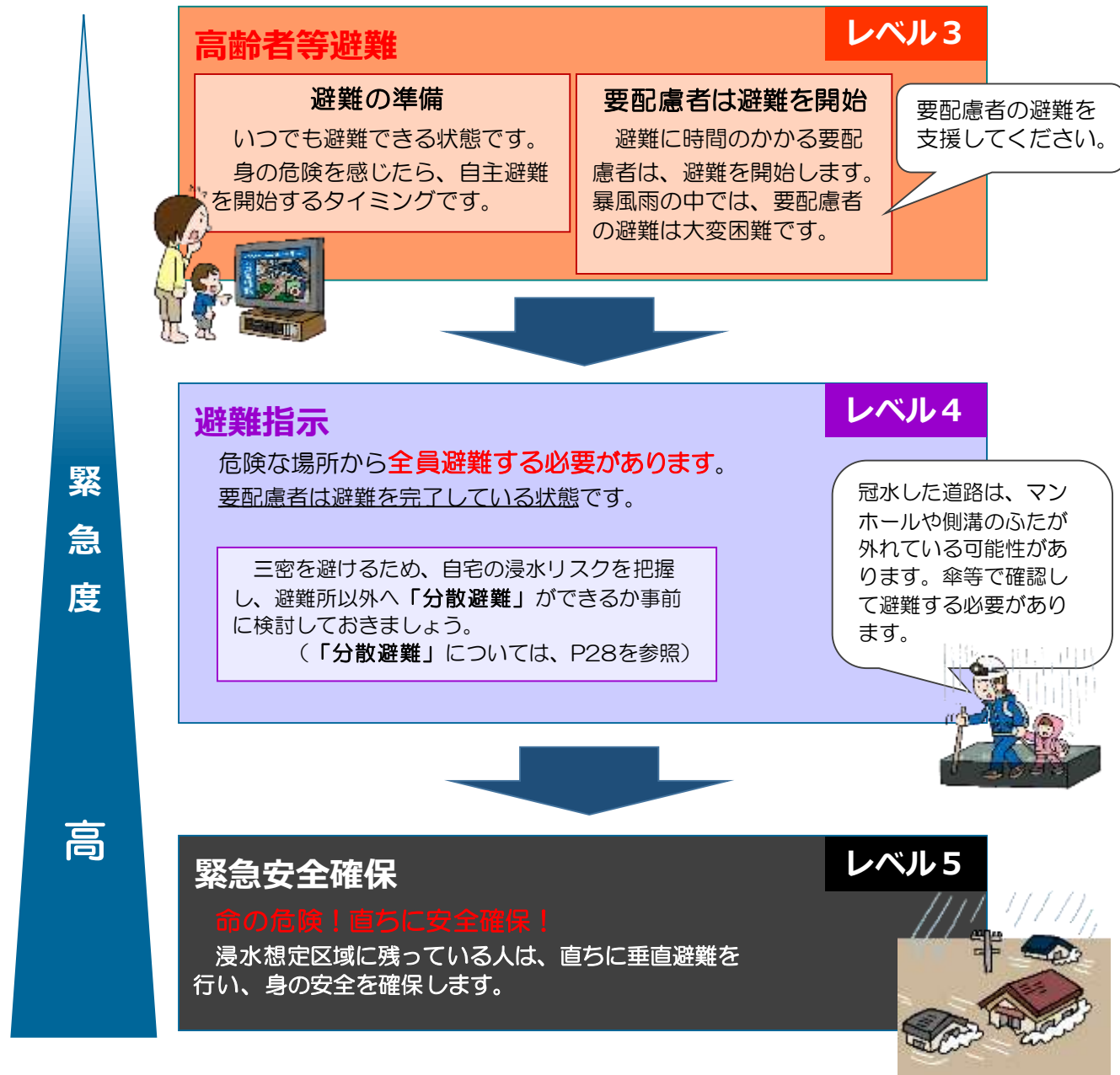
水害が予想される場合の対応シナリオ



■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



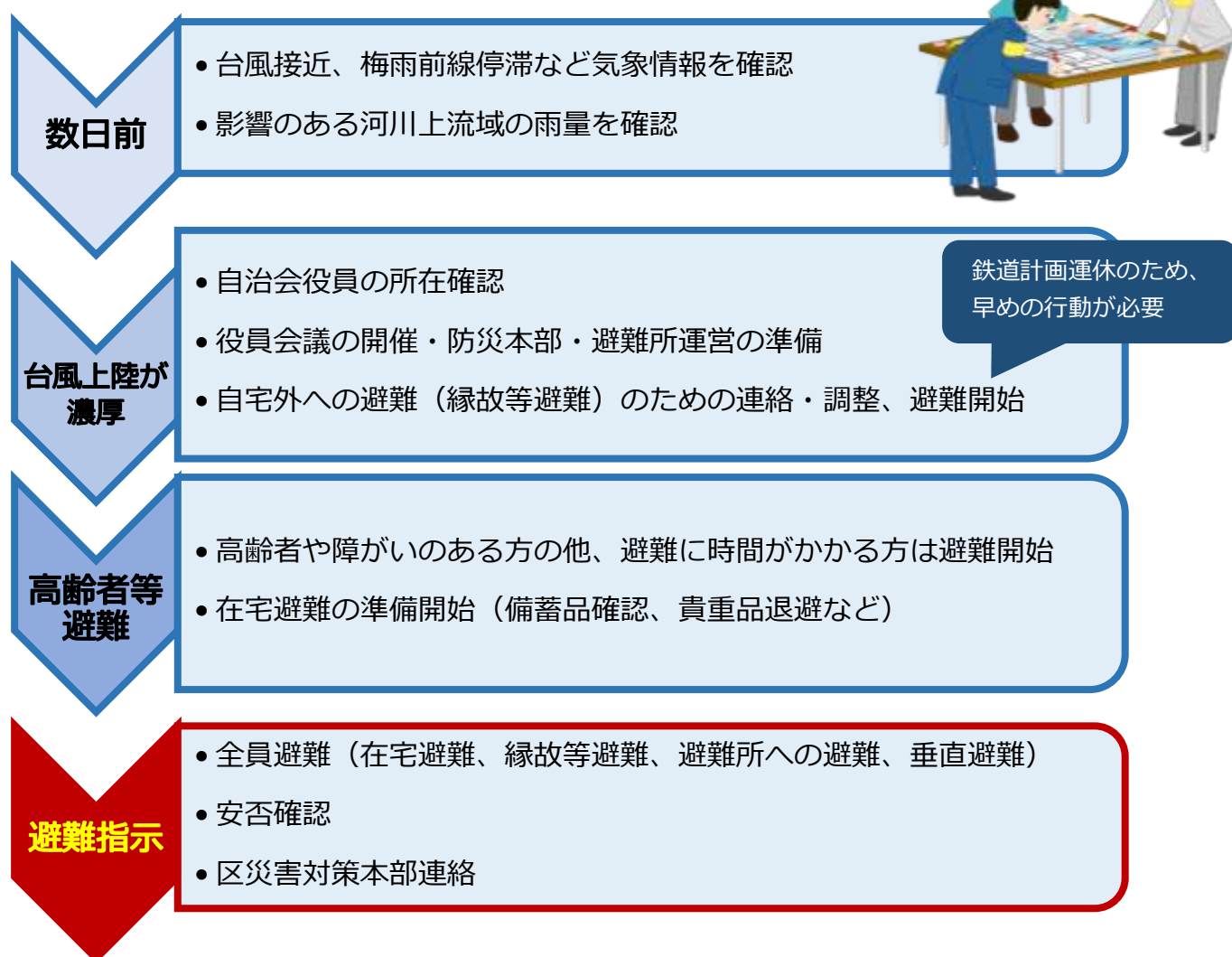
■ 避難情報について



(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。



興野町住宅自治会災害対策部では、興野町住宅自治会コミュニティタイムライン（案）を2021年10月に作成しています。

- ・団地内にあった防災無線が撤去されたことから、団地の放送設備を使って入居者へ気象状況や、避難準備の呼びかけを行う。そのためには、前もって居住者へ放送を通じて呼びかけることをチラシなどで各戸に周知する。
- ・2019年台風19号の対応から、居住者へ早めに避難準備を呼びかける必要がある。

本部立ち上げの手順案(水害) ※大雨の数日前から気象状況を確認する。

警戒レベル	自治会災害対策部	居住者
大雨数日前 ～1日前	災害対策本部設置検討	
警戒 1	本部立ち上げ 世話人招集、 役割分担備蓄品等準備	放送を通じて ・対策本部を設置したこと。 ・避難準備を知らせる。
警戒 2	本部と世話人で棟の状況を トランシーバーで交信	放送を通じて ・避難に時間を要する人は、避難開始
警戒 3	垂直避難指示	放送を通じて ・階段ごとの声かけ合い。 ・垂直避難の呼びかけ。

2023年からは、線状降水帯発生情報が発表された時点で災害対策本部立ち上げを検討のために集合することになりました。

5 住宅供給公社興野町住宅自治会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■自助のための事前対策リスト

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	☐ 家具が転倒しないように固定する
	☐ 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	☐ 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	☐ 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	☐ 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	☐ ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	☐ フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	☐ 消火器の設置場所と使い方の熟知
	☐ 災害伝言ダイヤルなど家族との連絡方法を確認

<備蓄>

必ずするもの	☐ 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分を推奨）	☐ 簡易トイレ（便袋）
	☐ 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、できれば7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	☐ 雨具	☐ ヘルメット、防災頭巾
	☐ 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	☐ ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	☐ 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	☐ 防災マップ
	☐ 工具類	☐ マスク
避難生活で役立つもの	☐ リュック（物資の持ち運び用）	☐ ドライシャンプー
	☐ ラジオ	☐ 除菌シート
	☐ 水用携行タンク（水の配給時に必要）	☐ 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	☐ ラップ（食器にかぶせて使用）	☐ ビニールシート（敷物、雨よけ）
	☐ 紙皿、紙コップ、割り箸	☐ 使い捨てカイロ
	☐ ガムテープ	☐ 電池
	☐ トイレットペーパー、ティッシュ	☐ 虫よけ用品
	☐ ガスカセットコンロ、ガスボンベ	☐ 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持ち出し	☐ 現金、クレジットカード	☐ 預金通帳、キャッシュカード
	☐ 携帯電話	☐ 免許証、健康保険証、お薬手帳
	☐ マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資には限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■共助のための事前対策リスト

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう 途中の初期消火	☐ 自治会で消火器やバケツの備えはあるか ☐ 備えた場所がわかるか	・出火したばかりの火災があったとき ・隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	☐ 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく ☐ 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	・一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
グループの安否確認	☐ 安否確認のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	・集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	☐ 避難場所を確認しておく ☐ 避難所を確認しておく	・火災延焼時には避難場所に避難 ・家が無事ならば在宅避難 ・家に被害がある場合は避難所へ
避難経路	☐ 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	・経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	☐ 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく ☐ テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られるか	
避難先と避難経路を選択して避難開始	☐ 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	・班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	☐ 声かけに便利なものを用意しておく ☐ 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	・拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	☐ 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	・警察、消防団などへ連絡 ・民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	☐ 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	・支援は可能な範囲で ・区民レスキュー隊の結成についても検討していく
避難先で自治会単位で安否の確認	☐ 避難先では、自治会単位で集合し、安否確認することを決めておく	・避難先で班長が集まって自治会全体の安否を確認 ・避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	☐ 救助・救援の要請先を調べておく	・区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、自治会の災害対策本部を設置	☐ 自治会の災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	・救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	☐ 避難所運営体制を決めておく	・自治会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	☐ 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	・帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 自治会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 災害対策部の活動

- ・危険箇所、防災設備等を確認し、防災マップを作成
- ・アンケートを実施（世帯の状況、水害時の避難等について）
- ・水害時のマニュアル作成について検討
- ・バス見学会（スーパー堤防、水再生センター）

② 住宅供給公社興野町住宅自治会の災害対策本部の役割分担

役割分担を明確にし、訓練を通じて地域の防災力を向上

【今後の取組み】

- ・当初は、住宅供給公社興野町住宅自治会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討
- ・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮
- ・一定の震度以上で、災害対策本部メンバーは、集会所に参集するなどルール化の検討

【災害時の役割分担のイメージ例】

体 制	災害時の役割
本 部	・ 情報収集 ・ 各部の把握と指示
庶務部	・ 避難者の把握 ・ 情報収集と伝達 ・ ルールの検討と周知
物資部	・ 物資管理と配給 ・ 炊き出し
救護衛生部	・ 簡単な救護 ・ 救護用具管理
施設管理部	・ 避難スペースの維持警備 （自治会防犯部と連携）

③ 初動活動の体制

地震発生時には、住宅供給公社興野町住宅自治会として下記の活動を想定

【地震発生時の対応】※想定事項

区分	自治会として想定される事項
活動拠点の設置	- 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合、自治会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち集会所等に参集 - 各棟（もしくはフロア）を単位とした初動活動の体制を検討
被害状況の把握	- 役員は集会所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告 - ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、自治会員に情報を提供
安否確認	一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合に、自治会員が無事を知らせる仕組みづくりを検討
初期消火活動	- 火災発生時には、消火器などの資機材を活用した消火活動を実施 - 初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え
救出・救護活動 ※興野町住宅自治会としてできることを今後検討	- 住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開 - 救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施
避難誘導活動	- 団地内に危険が生じた場合には、避難場所（都営扇三丁目第2アパート一帯）等への避難を開始 - 延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択 - 高齢者等の避難を支援 - 避難場所の集合場所は事前に選定
行政等関係機関との連絡・要請	被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡

【今後の取組み】

- 役員以外の自治会員が携われるような自治会内の体制、役割分担、情報伝達の方法を検討
- 安否確認のための体系を整備することを検討
- 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討

④ 資機材・備蓄品等の備え

- ・計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- ・自治会内の消火器の配備状況を確認し、消火器が少ないエリアへの増設を検討する

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
工具、発電機、ハロゲンライト、投光器、 トランシーバー、トランシーバー充電器、 懐中電灯、電池、折りたたみリヤカー、 カセットコンロ、カセットガスボンベ、 担架、食品備蓄米、保存水、 インスタントトイレ、鍋、防災ベスト、 ヘルメット、脚立	自治会事務所、 C1号棟 307号室

⑤ 防災訓練

- ・毎年、自治会総会において、前年度活動報告と新年度計画案を提案し承認をいただいている。
- ・年度計画に添って災害対策部本部会議と世話人も含めた全体会議において企画・準備を行なっている。また世話人募集は、企画時の声かけや年間を通じてチラシ、防災ニュースなどで発信しているが、新たな方法を模索中。

【今までの活動】

- ・興野町住宅入居者の誘導訓練
- ・避難所運営訓練（西新井小学校）に参加

⑥ 防災についての定期的な話し合い

自治会定例会にて、災害対策部の情報提供と企画の協力依頼による連携

【今後の取り組み】

- ・災害対策部は自治会の部ではあるが、活動費は自治会からの助成金で活動している。部員は自発的又は推薦で構成されていて任期は特にない。しかし多発する災害について情報収集や区職員の出前講座だけでなく、防災関連団体との連携や学習会講座などに今後も積極的に参加する。
- ・地区防災計画を実際に活用し、さらなる検証をしたい。
- ・要配慮者の支援方法は、具体的に何が必要か又は何ができるか検討が必要
- ・消防団との連携は検討中

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 （西新井小学校）		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式 3 自治会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、自治会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）			
年	月	自治会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

防災区民組織役員名簿

役 職		氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）				
副本部長 （副会長）				
総務部	部長			
	副部長			
情報部	部長			
	副部長			
防火部	部長			
	副部長			
救護部	部長			
	副部長			
避 難 誘導部	部長			
	副部長			
給食部	部長			
	副部長			

資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。
令和 4 年 4 月にリニューアルしました。



【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS 機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒ iPhone 端末 Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

t-adachi@sg-p.jp

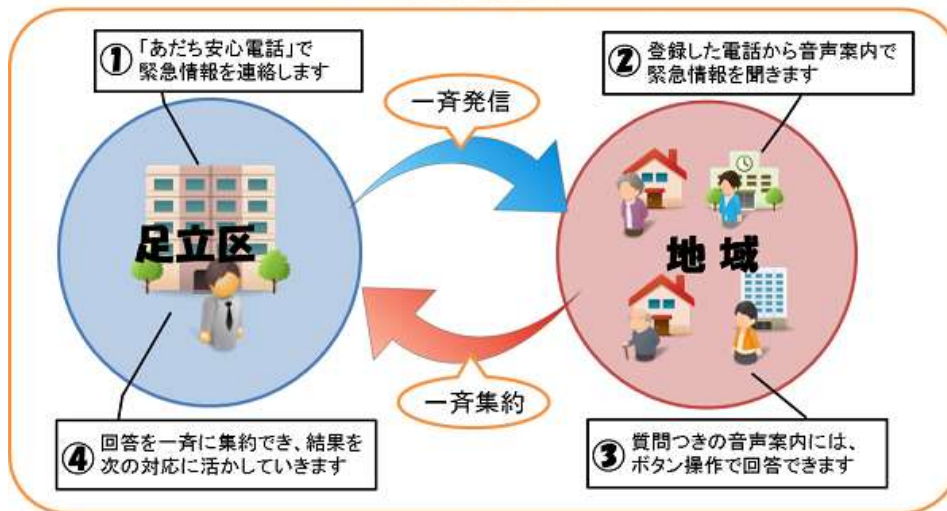


- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報や、「地震情報」「河川の増水氾濫情報」は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料 4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録を随時受け付けています。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。

あだち安心電話イメージ



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館 9 階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に、費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅢにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 西新井本町四丁目は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65 歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる

（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）

- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係

（足立区役所本庁舎中央館 4 階）

TEL 03-3880-5317（直通）

資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：0120-966-944

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は無料です。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo